

アカウント型生命保険と収入保障保険

—— ライフステージ別の保障内容の変更と 生命保険商品の展開 ——

李 洪 茂

- I. はしがき
- II. アメリカにおけるユニバーサル保険
- III. アカウント型生命保険
 - 1. アカウント型生命保険の発売
 - 2. アカウント型類似の生命保険
 - 3. アカウント型生命保険の特徴
- IV. 収入保障保険
 - 1. 収入保障保険の仕組み
 - 2. 収入保障保険の特徴
- V. アカウント型生命保険と所得保障保険の効用の比較
 - 1. アカウント型生命保険の功績（逆ザヤの解消）
 - 2. アカウント型生命保険の問題点
 - 3. 収入保障保険の効用と問題点
- VI. 結び

I. はしがき

日本における生命保険は、生命保険会社の創業当時である明治時代には終身保険を主力商品としていたが、明治末期から1950年代までは養老保険がその主

力商品であった。その後、インフレーションによって既契約の遺族保障の不足が発生したと、子供の独立前の遺族保障の強化などのニーズを反映して、養老保険に定期保険特約を添付した定期付養老保険が主力商品となっていった⁽¹⁾。また、インフレーションの状況下で、金利選好意識が高まり、1986年には変額年金が発売されるなど、生命保険の貯蓄化現象⁽²⁾が見られた。

一方、高齢化の進展による生存保障のニーズが高まり、医療保険などの第三分野保険が普及した。しかし、養老保険には満期があり、その満期には医療保障などの特約も契約が終了するため、高齢化時代に満期後の保障がなくなる問題点があった。この問題に対応するため、1968年に、主契約の死亡保障を終身保険とし、その終身保険に定期保険特約を添付した2～3倍型の定期付終身保険の発売が開始された。この終身保険は、その保険期間が終身であり、特約定期保険も10年または20年のように長期のものであった。つまり、定期付終身保険は、長期の保険期間の間には、保障額と予定利率が固定されるものであった。1976年に導入された転換制度⁽³⁾が功を奏し、既存の定期付養老保険は、急速に定期付終身保険に変わり、1980年代には定期付終身保険が多くの生命保険会社の主力商品となっていった。これらの生命保険商品の変遷は、平均寿命の伸びを反映して保障が必要な時期に十分な保障を提供するためのものでもあった。

しかし、2000年頃から大手生命保険会社によって発売されたアカウント型生命保険は、独身・結婚・出産等のライフステージに合わせて死亡保障を減らすなどの保障内容を見直（縮小）せるものである。このアカウント型生命保険は、2000年以降に急速に普及し、多くの大手生命保険会社の主力商品となっている

(1) 定期付き養老保険は、1948年に2倍型が発売され、1959年に3倍型が発売された。

(2) 武田久義「生命保険における質的变化」『総合研究所紀要』第31巻第2号、桃山大学総合研究所、2005年11月。

(3) 1976年、既契約の解約に伴う解約控除をなくして保険会社が下取し、その解約返戻金で新しい保険に加入できる制度として、転換制度が導入された。この制度は、加入者にとって保険料負担を軽減して、新しい保険に加入できることなどからその利用が急速に普及することになった。

る。このアカウント型生命保険は、アメリカのユニバーサル保険を参考して開発されたものとされる⁽⁴⁾。

一方、収入保障保険は、「家族収入保険」や「生活保障保険」とも称され、定期保険（逡減定期保険）の死亡保険金を分割して受け取るものである。この収入保障保険は、契約の内容によっては、独身・結婚・出産等のライフステージに合わせて死亡保障を減らすことができる保険であり、外資系を含む中小生命保険会社の主力商品の一つになっている。

このように、アカウント型生命保険と収入保障保険は、いずれも、独身・結婚・出産等のライフステージに合わせて死亡保障を減らすことがその長所として挙げられるが、アカウント型生命保険は、大手生命保険会社の主力商品となっており、収入保障保険は外資系を含む中小生命保険会社の主力商品となっている。しかし、その背景およびそれらの生命保険商品の仕組みと問題点などについては、十分に知られていない。従って、本稿では、このアカウント型生命保険と収入保障保険を比較検討し、これらの生命保険商品が果たしている役割と問題点などを明らかにする。

II. アメリカにおけるユニバーサル保険

アメリカでは、1970年代後半、激しいインフレーションが発生し、それを抑制するための高金利政策が実施された⁽⁵⁾。このような金利の上昇局面で相対的に金利が低くなった固定金利（予定利率）の終身保険は、次第にその魅力を失い、高い運用利回りで投資するための生命保険契約の解約・失効率が高まっ

(4) 2001年にはAIGスター生命（当時、現在のジブラルタ生命保険）、マニユライフ生命などの外資系生命保険会社からユニバーサル型保険が発売された。

(5) 1978年末の第2次オイルショックを背景に、アメリカでは、消費者物価が9%上昇し、その翌年の1979年には13.3%上昇するなど、急速なインフレーションが進行していた。また、それまで12%台であったアメリカのプライムレートは、1979年秋には15.75%まで上昇し、翌1980年2月には16.5%になり、1980年12月19日には21.5%として、史上最高に達した。その後も2000年頃までに10%前後を推移した。

た。また、終身保険などのキャッシュ・バリュー（cash value；解約払戻金）を担保とした契約者貸付の急増とあいまって、生命保険会社から資金が証券会社によるMMF（Money Market Mutual Fund）などに流出する現象が発生した。このような状況下で、生命保険は定期保険のみとし、残りは高利の金融商品に投資しようとする動きが出てきた（buy term and invest the rest）。その対策として、ユニバーサル保険（Universal Life Insurance）が、1979年に、Life Insurance Company of California社（後にE.F. Hutton Life）によって世界で初めて開発された⁽⁶⁾。

このニバーサル保険は、1980年には、中小生命保険会社によって扱われることが多かったが、1981年には主要な大手生保会社によっても販売され、1983年までには殆どの大手生命保険会社によって販売されるようになった。現在米国においては、終身保険をはじめとする既存の生命保険を上回る販売シェアを持ち、主力商品としてすでに定着している⁽⁷⁾。日本では、一部の外資系保険会社が発売しているが、本格的には普及していない状況である⁽⁸⁾。

ユニバーサル保険は、自在型保険料・保険金式生命保険（flexible premium adjustable life insurance）と呼ばれ、一つの保険契約の中で、積立部分（cash value）と保障部分を分離した積立金（cash value）付定期保険である。つまり、

(6) 同社は、現在のFirst Capital Lifeとなった。同社が開発したユニバーサル生命保険は、Total Life（Complete Life）と呼ばれた（Douglas C. Doll, A Brief History of Universal Life, Society Of Actuaries, Jan. 1999）。

(7) アメリカにおけるユニバーサル保険の占有率は、2008年の金融危機以降の低金利の影響などによって減少し、終身保険が復活する傾向を示している。具体的に、ユニバーサル保険の占有率は、2007年に定額ユニバーサル保険42%・変額ユニバーサル保険14%の合計56%であったが、2012年には定額ユニバーサル保険41%・変額ユニバーサル保険6%の合計47%となった。一方、終身保険の占有率は、2007年に22%であったが、2012年には32%となった（小松原章「近年における米国個人生保の動向・特徴」『保険・年金フォーカス』ニッセイ基礎研究所、2013年11月12日参照）。

(8) AIGスター生命が「ユニバーサルライフ」（2001年5月）、マニユライフ生命が「マニユフリックス」（2001年10月）、アリコジャパンが「ISユニバーサル保険」（2003年10月）、東京海上日動フィナンシャル生命が「投資型ユニバーサル保険 Prime Life」（2003年11月）を発売している（社名は当時）。

一定の限度内で、契約者の払い込む保険料額とその払込時期が自在（flexible premium）であり、死亡保険金を調節できる（adjustable death benefit）ものである（保障に重大疾病・障害が含まれる場合もある）。

ユニバーサル保険の支払保険料と死亡保障額は、契約者が決める。契約者からの保険料は積立金に入金され、保障に必要な保険料は、積立金から引き出される。このユニバーサル保険は、決済機能⁽⁹⁾こそ持たないものの、死亡保障額に影響を与えることなくいつでも積立金の引き出しが可能であり、また、保険料の払込みが自由であるなど自在性がある。このユニバーサル保険は、その保障が一年更新の定期保険であるが、終身保険（Whole Life Insurance）から開発された長期生命保険（Permanent Life Insurance）⁽¹⁰⁾である。保障部分の保険料を支払うのに十分な積立金が存在する限り、被保険者がいつ死亡しても保険金が支払われるためである。しかし、このユニバーサル保険では、積立金がなくなり、そこから保障部分の保険料と経費を支払えなくなると失効する。保障部分は、一年更新の定期保険であるために、責任準備金を持たず、保険料は死亡率をベースにした自然保険料である。

このユニバーサル保険は、終身保険の予定利率が固定金利であるために、金利上昇局面では相対的に低い利率となるため、積立金に高い市場金利を反映した付利ができるようにして発売された保険であることは、前述のとおりである。しかし、アメリカにおける政策金利は、2009年以降に0.25%が維持されるなど、歴史的な低金利が続いている。このような状況では、ユニバーサル保険

(9) 決済機能（settlement function）とは、現金を使わずに、銀行の口座振替で支払を行うことができる機能のことである。金融機関に口座があることが条件で、手続きをすれば預金口座にある残高の範囲内で公共料金や商品代金などの支払、送金をすることができる。

(10) 長期生命保険（Permanent Life Insurance）は、定額の保険金が満期時に支払われる養老保険（Endowment Insurance）、またはすべての契約者に保険金が支払われるために積立金が積み立てられる終身保険（Whole Life Insurance）などを指す。この長期生命保険は、例えば5年または10年などの保険期間内の死亡時にのみ保険金が支払われる定期保険（Term Life Insurance）と大別される。最初の長期生命保険として、18世紀に、固定保険料（平準保険料）の終身保険が発売され、20世紀には、ユニバーサル保険が開発された。

の積立金に付利される利率が低下するため、積立金が予測したように増加せず、積立金から保障部分の保険料などを控除しきれずに契約が失効してしまう可能性がある⁽¹¹⁾。これを防ぐために、契約で規定する最低保険料が期限内に払い込まれている限り、積立金がゼロないしマイナスになっても、一生の間または希望する年齢までに失効せずに維持される特約が付された商品が多くなっている⁽¹²⁾。これが第二の保証（Secondary Guarantee または No-laps Guarantee）と呼ばれる長期無失効保証である。しかし、第二の保証の保険料が払い込まれない場合は、失効するため、定期保険ようになる。

一方、変額保険（Variable Life Insurance）⁽¹³⁾は、死亡保険金額や解約返戻金、満期保険金の額が運用に応じて変動するものである。この変額保険は、死亡保険金に最低保険金額が設けられているが、この一般勘定で運用される最低保険金額となる部分を除く保険料は分離勘定（特別勘定）（Separate Account）で運用され、保険金はその分離勘定の資産運用の成果によって増減するものである。この変額保険では、保障額は可変であるが、保険料は必ずしも可変である必要はない。また、その保障部分と貯蓄部分の内訳は開示されず、保険事故が発生した場合には、分離勘定の運用資産と一般勘定の積立金（責任準備金）を合計した金額をその支払いの財源とするため、保障と貯蓄が分離された保険で

(11) 大村和也「ユニバーサル保険の失効リスクと無失効保証特約」『生命保険経営』生命保険経営学会、第80巻3号、2012年5月。

(12) 2012年現在、終身期間にわたる契約継続保証付の「終身死亡給付保証型」が37%となっている（小松原章「近年における米国個人生保の動向・特徴」『保険・年金フォーカス』ニッセイ基礎研究所、2013年11月12日参照）。

(13) アメリカ最大の年金基金である、TIAA-CREF（米教職員保険連合会・大学退職株式基金：Teachers Insurance and Annuities Association-College Retirement Equity Fund）は、1952年に、変額年金保険（Variable Annuities）の取扱を開始した（Committee of Annuity Insurersのホームページ参照（2014年1月31日））。変額年金は、証券取引委員会（SEC）との法律論争の決着を待って、1976年、生命保険会社エクイタブルがその100%子会社エクイタブル・バリエブル・ライフ（EVLICO）を通じて販売を開始した。日本における変額保険は、1986年7月に当時の大蔵省から認可されて、同年10月から販売された。アメリカでは、投資信託と同様、証券法の規制を行っているが、日本では、保険として認可されて、販売された。

はない。また、資産運用の成果によって保障額が変動するが、契約者の必要に応じてその保障額を変更できるものでもない。

また、変額ユニバーサル保険（Variable Universal Life Insurance）は、1985年に発売されたが⁽¹⁴⁾、変額保険とユニバーサル保険を合体化した保険である。つまり、変額ユニバーサル保険は、ユニバーサル保険のように、自在型保険料・保険金式生命保険あり、変額保険のように、投資の選択権を有するものである。この投資の選択権は、変額ユニバーサル保険の積立金に影響を与え、積立金が保証されない。ユニバーサル保険では、積立金が一般勘定で運用されるため、株価などが上昇する時期には高額の配当を期待できない。しかし、変額ユニバーサル保険では、積立金が分離勘定で運用されるため、その勘定の収益率次第では、高額の配当が期待できる長所がある。

Ⅲ. アカウント型生命保険

1. アカウント型生命保険の発売

明治生命（当時）は、2000年4月、従来の主力商品であった定期付終身保険を「充り止め」にし、「ライフアカウント L.A.」（3年毎利差配当付き利率変動型積立終身保険）を発売した⁽¹⁵⁾。この生命保険商品の名称に「アカウント」という用語が使われていたため、その後、同種の利率変動型積立終身保険のある生命保険商品が「アカウント型生命保険」と呼ばれるようになった。この「ライフアカウント L.A.」の積立金管理のシステムは、ビジネスモデル特許を取得した⁽¹⁶⁾。その結果、明治生命に遅れてアカウント型生命保険を発売した後発の生命保険会社は、その商品の仕組みが少しずつ異なっていた。

(14) 変額ユニバーサル保険は、PrudentialとAmerica National lifeの2社が全米で初めて1985年4月から発売した（財団法人生命保険文化研究所『生命保険用語英和辞典』財団法人生命保険文化センター、2004年、p.858参照）。

(15) 「アカウント型生命保険」を日本で初めて発売したのは、明治生命（当時）であるが、それ以降、朝日・住友・三井生命などが発売している。

この「ライフアカウントL.A.」（3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険）」は、次の特徴を有している。①商品の内容は、積立部分（主契約）と保障部分（特約）から構成される。第1保険期間（主契約の保険料払込期間）中の主契約すなわち「3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険」を「アカウント」という。②積立部分（主契約）の予定利率は、最低保証利率付きの固定利率であるが、定期的（3年）に変動する。③主契約は、第1保険期間中には積立金相当額が死亡保険金となり、災害による死亡の場合には積立金の1.1倍が死亡保険金となる。第2保険期間（保険料払込満了後）には、その積立金を原資とした終身保険（死亡・高度障害保障）になる。④特約である保障部分は、死亡保障や医療保障などである。⑤第一保険期間内（主契約の保険料払込満了前）で、ライフステージに合わせて、保障内容（特約）を毎年見直せる。第2保険期間（主契約の保険料払込期間満了後）の開始後は保険見直し制度の利用はできない。⑥積立金は一定の限度内（30%）で引き出しができる。

また、2001年3月には、住友生命が「ライブワン」を発売した。「ライブワン」には、その保障内容や加入できる年齢範囲によって契約する商品が種類別に分類されており、2009年1月に「愛&愛型」「優々型」「楽々人生型」の三つに簡素化されるまで、14種類の商品が存在していた。それぞれの保険は、加入する年齢で分類されていた。例えば、「愛&愛らぶ30タイプ」は15～75歳、「元氣らぶタイプ」は50～75歳であり、「FANタイプ」は子供保険であった。

住友生命のアカウント型生命保険である「ライブワン」は、アカウントである「保険ファンド」すなわち「利率変動型積立終身保険」を主契約として、定期保険特約や各種の医療保険特約を付加するものである。特約には、新介護収入保障特約、3大成人病特約（リガード特約）、重度慢性疾患生前給付特約（V

16) 日本国特許「特開2004-326822」（払込保険料評価方法、契約内容変更管理方法、保険管理システム、および保険管理機能をコンピュータに実現させるためのプログラム）として登録された。保険関連のビジネスモデル特許については、拙稿「保険関連のビジネスモデル特許について」『産業経営』第30号、早稲田大学産業経営研究所、2001年12月を参照されたい。

ガード特約) などがある。利率変動型積立終身保険での利率は、最低保証利率付きの固定利率であるが、3年毎に見直す。積立金の引出しには3年間は手数料がかかる(1年目6%、2年目4%、3年目2%)が、それ以降は手数料がかからない。一定の投資信託・損保・銀行等への資金移動が可能であり、保険料払込期間満了後もアカウントのまま継続可能である。

2001年4月には、朝日生命が「保険王」を発売した。2010年4月2日より、「保険王」を改訂して「保険王プラス」を発売した。「保険王プラス」では、主契約となる「利率変動型積立終身保険」とともに、新たな保障ユニットとして「医療保険(返戻金なし型)(2010)」「普通終身保険(低解約返戻金型)」を加えた。さらに、2011年4月4日より、「保険王プラス」に「特定生活障害年金保険」を付加した「保険王プラス マイサポートプラン」を発売した。「特定生活障害年金保険」は、死亡・高度障害状態に加えて、生活や仕事に支障をきたす所定の状態も保障するものである。

朝日生命の「保険王」には、保険期間が終身である「利率変動型積立終身保険」があるが、利率変動型積立終身保険を主契約として特約の保障を添付するのではなく、単体の保険契約の集合体となっている。この点が、他の生命保険会社のアカウント型生命保険の保障が主契約である利率変動型積立終身保険の特約であることと異なる点である。ここでの利率変動型積立終身保険も独立した保険契約であり、複数の保険商品との間で保険料・保険金・給付金・配当金・積立金などを移管して、それぞれの保険について、保障を見直すことができる。保険料の払込期間である第1保険期間は、全ての保障において統一される。保険料の払い込みが終了すると第2保険期間となり、「死亡保障」と「医療保障」は、それぞれの保険商品について継続(更新)するか満期にするかを選択できる。利率変動型積立終身保険は、第2保険期間で終身保険や年金保険に移行することになっている。

さらに、朝日生命が、2011年8月5日発売した「ハハの幸せ コの幸せ」では、

母と子のそれぞれを被保険者（保障の対象者）とする保険商品を、複数で契約する。母子ともに、「利率変動型積立終身保険」に「医療保険」等の複数の保障を組み合わせて加入するため、「利率変動型積立終身保険」は、母と子に1件ずつの2件となる。この「ハハの幸せ コの幸せ」は、「利率変動型積立終身保険」に、それぞれが単体保険である「医療保険」「障害年金保険」等を2件以上組み合わせることで構成されている。つまり、複数の保険契約をパッケージで保険契約を締結する保険ユニットであり、その複数の保険契約（保険ユニット）の総称が「ハハの幸せ コの幸せ」である。「母の保険」では、利率変動型積立終身保険に「特定生活障害年金保険」「医療保険L（返戻金なし型）（2011）」などを組み合わせる。

一方、契約の基礎となる「利率変動型積立終身保険」に「定期保険」「医療保険」等を保障部分として組み合わせることで構成される保険は、商品の分類上において「アカウント型生命保険」と称される。したがって、「ハハの幸せ コの幸せ」は、独立的な保険契約を組み合わせる「保険ユニット」であるが、アカウント型生命保険でもある。日本で初めて発売されたアカウント型生命保険である明治安田生命（現在）の「ライフアカウントL.A.」は、単一契約である。そして、現在販売されているアカウント型生命保険は、朝日生命の「保険王プラス」を除き、すべて単一契約となっている。単一契約の「アカウント型生命保険」は、保障部分が特約であるため、主契約が終了されれば、特約も自動的に終了する問題がある。しかし、保険ユニットの「アカウント型生命保険」では、それぞれが独立した契約となるため、それぞれの契約に保険期間を設定できる特徴がある。

また、三井生命が2001年10月に、「ザ・ベクトル」を発売した。これは、「利率変動型積立終身保険」を主契約として、各種特約を添付できるようにしている。

2. アカウント型類似の生命保険

保障の見直しができるという点において、アカウント型生命保険に類似した第一生命の「堂堂人生」がある。第一生命が、1999年10月に発売した「堂堂人生」シリーズは、積立金の部分であるアカウントを有しないが、契約の更新による既存の契約の予定利率の修正と保障の見直を可能にしている。2002年1月に、組み立て型保険である堂堂人生「保険工房」を発売した。さらに、2004年4月に、「保険料払込免除特約」と特定状態収入保障特約「インカムサポート」を付加した新「堂堂人生」を発売している。

この中で、堂堂人生「保険工房」は、「更新型終身移行保険」といわれる保険であるが、全体像は10年更新の定期付終身保険に近いものとなっている。この保険では10年定期保険の10年後の契約満了時には「堂堂ファンド」と称する生存給付金が出る。そして、この「堂堂ファンド」を原資にして、新たな「10年間の生存給付金付定期保険」に更新する商品である。この際に健康診断等は必要なく、契約満了した旧契約の「堂堂ファンド」は新契約の一時払保険料に充当される。この更新が繰り返される。その結果、この保険では、積立部分であるアカウントを持たずに、保障部分の更新を可能にした。

この「堂堂人生」は、更新される10年定期保険であるので、10年ごとの更新の際に保険料が高くなる仕組みとなっている。この保険の更新の際の新契約は、当時の予定利率と新しい年齢で計算することになるので、この時の保険料は、10歳年齢が加算されたことと当時の予定利率の状況に応じて上昇する。一定の年齢（例えば65歳等）になって10年契約が満了したときには、最終の契約の「堂堂ファンド」を一時払の保険料に充当することにより「終身保険」を契約することになる。

また、同社は、先行する「堂堂人生」と平行して、2008年10月に「順風人生」を発売した。「堂々人生」と「順風人生」の違いは、主契約が更新型の定期保険から更新なしの終身保険に切り替えられたことである。さらに、2010年9月

より「順風ライフ」を発売し、2011年1月より「堂堂人生」「主役人生」の販売を停止し、主力商品を「順風ライフ」への一本化した。つまり、「更新型の終身移行保険」の「堂堂人生」は、主力商品として発売されたが、それを販売停止にし、終身保険を主契約とする従来の商品に戻しているといえる。

3. アカウント型生命保険の特徴

「アカウント型生命保険」は、その基礎が「利率変動型積立終身保険」であり、保障機能は、この基礎に死亡保障または医療保障などが特約として添付されるか、単体保険として組み合わせられることが特徴である。この「利率変動型積立終身保険」は、銀行の預金口座（アカウント）に似たものである。このアカウント型生命保険の保険期間は、保険料払い込み期間である第1保険期間と保険料払い込み期間終了後である第2保険期間に分けられる。第1保険期間では、契約者が支払った保険料は、一旦アカウントと呼ばれる利率変動型積立終身保険に入金され、その一部が定期保険や医療保険などで構成される保障部分の保険料として充当され、残りが積立金として運用される。積立金（責任準備金）には最低保証の予定利率が設定される。その範囲では資産運用リスクは保険会社が負うものである。しかし、市中金利の変動を反映して、一定の期間毎にこの予定利率を変更できるようにしている⁽¹⁷⁾。従って、利率変動型積立終身保険は、保険会社の予定利率が固定となるリスクを制限しているものといえる。

積立金は、決済機能はないが、積立期間中であれば毎回の保険料から積立金への配分額を変更することによって保障の内容を見直したり、金銭を必要とする急な経済的事情が発生したときに積立金を引き出して使用することが可能である。また、月々の保険料全額を保障部分に充当するのに加え、積立金から毎月一定額を切り崩すことによって、保障部分の保障を厚くするような運用も可

(17) 明治安田生命・住友生命のそれは、3年毎に変更しており、朝日生命は1年毎に変更できるようにしている。

能である。

また、第1保険期間では、契約者が保障内容を自由に選択・買い増し・解約をすることができる。ユニバーサル保険は、保障部分を自然保険料方式による1年更新の死亡保険とし、従来の責任準備金に相当する部分を積立金としたものである。これに対して、アカウント型生命保険は、積立部分と独立した保障部分が定期保障（例えば、10～15年）となっており、その期間中の平準保険料方式の保険になっている。従って、保障部分を見直すときには、保険料の更新があり、一般的には値上がりした保険料となる。

第2保険期間は、保険料払い込み期間である第1保険期間終了後の期間である。保障部分が特約である場合は、第1保険期間が終了すると同時にその保障契約が終了する。また、第1保険期間で積み立てられた積立金を原資とし、終身死亡保障、終身医療保障、あるいは終身介護保障、一時金を選択することが求められる。

IV. 収入保障保険

1. 収入保障保険の仕組み

収入保障保険は、1983年に、ソニー生命が最初に取り扱いを開始したのが始まりとされる。この保険は、契約時に定めた保険期間内に、被保険者が死亡または高度障害になった場合に、残された遺族が、保険金を年金形式で、年払いや月払いで受け取ることができる保険である。その仕組みは、簡単にいえば、定期保険（逓減定期保険）の死亡保険金を分割して、一定期間に年金で受け取るものである。

収入保障保険は、保険会社によっては、主契約として加入できる場合と、特約としてだけ契約できるものがある。保険金の受取方法には、主に「確定年金型」と「逓減定期型」の2つがある。確定年金型は、受取期間を10年や15年など予め設定しておき、被保険者が保険期間内にいつ死亡・高度障害になっても、

決められた期間内では給付金を確実に受け取ることができる。これに対して、**通減定期型**は、定期保険と同様、保険期間内に被保険者が死亡・高度障害になると、その時点から満期までの残存期間中にしか給付金を受け取ることができない。

収入保障保険⁽¹⁸⁾は、死亡保険であり、死亡した場合に保険金が支払われる。収入保障保険は、保険期間が決まっているため、「定期保険」に属する。保険金が毎年、もしくは毎月、一定期間に年金で支払われる⁽¹⁹⁾。例えば、通減定期型の場合、60歳までを保険期間とする収入保障保険に加入した場合、55歳に死亡したときには $120万円 \times 5年(60歳 - 55歳) = 600万円$ の保険金が受け取れることになる。しかし、59歳に死亡した場合には $120万円 \times 1年 = 120万円$ しか受け取れないということになる。この収入保障保険は、通減定期保険⁽²⁰⁾と類似しているが、保険金の受け取り方法が異なる。

例えば、死亡保険金（年金）を年120万円、保険期間を30年とした場合、加入して間もなく死亡すれば、 $120万円 \times 30年$ で総額3,600万円の年金を受け取れるが、加入して20年後に死亡すれば、受取総額は $120万円 \times 10年$ なので1,200万円となる。この場合の受取年金総額の推移は、表1の通りである。

(18) 所得補償保険は、主に損害保険会社が販売する商品であり、ケガや病気により就業不能となった場合について、生きている間の収入減に備える保険である。所得補償保険では、契約者本人が死亡した場合には基本的に保険金の支払がないことが、本稿で問題としている収入保障保険と大きく異なる。つまり、所得補償保険は、契約者本人が生存している場合に、所得が得られないときの収入補償を目的とする保険である。生命保険にも所得を補償する保険があるが、「就業不能保険」と呼ばれる。

(19) 収入保障保険の保険金の金額は、子どもの人数や生活水準によっても変わってくるが、10万円くらいに設定する加入者が多いようである。遺族年金という公的保障があり、一家の主が死亡した後の遺族の収入などを考慮する必要がある。

(20) 通減定期保険とは、保障期間中の保険料は一定であるが、死亡保険金額が一定の割合で減っていく保険である。期間が決まっているということで、基本的には「定期保険」に属するが、死亡保険が徐々に減少していくため、通常の定期保険よりその分保険料が安く設定されている。

表1 死亡時期別の受取年金総額の推移（通減定期型）

死亡時期	契約後すぐ	1年後	2年後	・・・	20年後
受取年金累計	3,600万円	3,480万円	3,360万円	・・・	1,200万円

このように、収入保障保険では、保険料の払込期間が長くなるほど、受け取れる年金の金額（回数）が減っていくことになる。このため、収入保障保険は、期間後半になるほど割高感が出てくる。従って、保険期間の後半になると保険料を減額する制度を取り入れている事例もある⁽²¹⁾。収入保障保険の保険金は、保険事故発生の時点で、年金形式で受け取らず、一時金として受け取る方法に変更することも可能である。ただし、その場合は、総額で受け取る年金額より、一時金で受け取る金額が少なくなる⁽²²⁾。

近年、多くの大手の生命保険会社でも通減定期保険特約を販売している事例がみられる⁽²³⁾。例えば、住友生命保険は、2011年3月23日より、「W ステージ」を発売した。「W ステージ 未来デザイン」「きちんと未来（男性向け）」「きちんと未来（女性向け）」「W ステージ 一時金通減型」という、4つの商品がある。「W ステージ」の主契約である「5年ごと利差配当付終身保険」の予定利率は変動せず、保険料を調整する機能も無い。つまり、アカウント型生命保険ではなく、従来の終身保険を主契約としているのである。この主契約に添付される新介護収入保障特約（通減型）を添付した場合、所定の要介護状態が180日継続したときに「介護年金」が、死亡したときに「収

(21) NSK ひまわり生命の「家族のおまもり」がその事例である。

(22) 保険金の受け取り方法によって、課税の種類が異なる。一時金で死亡保険金を受け取った場合は、相続税（非課税枠あり）となる。しかし、毎年年金として受け取ると、受け取る年金額が雑所得扱いになる。収入保障保険の保険金が支払われるのは、世代主の死亡などの場合であるため、世帯主の不在による寡婦控除や扶養控除などもある。いずれの方法が有利であるかは、保険金受取人などの財産状況によって異なる。

(23) 第一生命の「低減定期特約」は、一時金として1回で支払われるものであり、当初の保険金が1年経過するにつれ、5%ずつ減少する。また、明治安田生命の「低減定期特約I型」は、保険期間が5分の1を経過するにつれ、死亡保険金が10%ずつ減少するものである（2014年1月31日現在）。

入保障年金」が、高度障害状態になったときに「高度障害年金」が支払われる。これらの介護年金額・収入保障・高度障害年金額は、経過年数に従い年金額（支払回数）が毎年減少する。

また、逓減定期型の収入保障保険には「最低支払保証期間」がある。最低支払保証期間とは、保証期間終了間近で保険事故が発生した場合に、最低限の保険金の支払いを約束する期間である。例えば、60歳までを保険期間とする収入保障保険で、59歳の時点で被保険者が死亡した場合、最低支払保証期間がなければ、59歳から60歳までの1年間しか保険金が支払われない。しかし、最低支払保証期間が5年と設定されていれば、59歳から64歳まで保険金が支払われる。ほぼすべての保険会社の収入保障保険にこの最低支払保証期間があるが、その期間は異なる。2年と5年を設けている保険会社が多いが、中には0ヶ月または1年や10年もある。

2. 収入保障保険の特徴

逓減定期型の収入保障保険の特徴は、死亡保険金が、年金として毎月または毎年に分割されて支払われることと、加入時を最高額として、年数の経過に伴い徐々に受取総額が減っていくことである。従って、死亡保険金が保険期間中変わらない通常の定期保険と比べ、収入保障保険の保険料は3分の1程度であるといわれる。また、収入保障保険は、定期保険であるので、満期を迎えればそれ以降の保障額はゼロになり、解約返戻金は基本的にはない。

保険期間は、末子の子供が成人するまでとするのが一般的である。そのため、保険期間を子供の就学時から大学を卒業するまでなどと定めれば、はじめのうちは大きな死亡保障額を確保しながら、保険料を安くすることができる。定期保険の中では、「収入保障保険」が最も割安な保険である。

また、収入保障保険は、住宅ローンの残高に合わせて逓減（徐々に減る）するように生命保険を設計することによって、団体信用生命保険の代わりにする

こともできる。団体信用生命保険とは、住宅ローンを組んだ人が死亡または所定の高度障害状態になったとき、その保険金で住宅ローンを返済するための生命保険である。住宅ローンを組む時に、ほとんどの金融機関で団体信用生命保険の加入が義務付けられている。この団体信用生命保険が「残債・支払期間」で保険料を判断しているのに対して、収入保障保険は普通の生命保険と同様に「その人の個性」をもとに保険料が決まるので、若い人は安くすむ場合もある。収入保障保険は、通常の生命保険と同様に、加入時の年齢や性別、病歴、喫煙・非喫煙などを個別に考慮して保険料が決定される。

V. アカウント型生命保険と所得保障保険の効用の比較

1. アカウント型生命保険の功績（逆ザヤの解消）

アカウント型生命保険は、アメリカにおけるユニバーサル保険がモデルであるとされている。ユニバーサル保険は、インフレーションの状況下で、生命保険会社の他金融業界への対抗策として、死亡保障と貯蓄を分離し、貯蓄部分である積立金に対して、市場金利の上昇を反映して変動金利で付利するために導入されたことは、前述の通りである。

一方、アカウント型生命保険の導入の際の日本の事情は異なっていた。2000年を前後（1997年-2001年）して、生命保険会社7社が破たんした。生命保険会社は、1980年代末からのバブル経済の崩壊と低金利政策⁽²⁴⁾によって、多額の逆ざやを抱えたことが主な原因となった。保険会社の破たんの際には、既存の契約の保険金が削減されるなど、保険会社のみではなく契約者にも多大な影響を及ぼしていた⁽²⁵⁾。この生命保険契約から生じた逆ザヤの問題は、生命保険契

⁽²⁴⁾ 低金利政策の影響で市中金利が低下し、新契約に対する予定利率は1980年代の契約当時5.5%前後であったが、2001年には1.5%にまで下がった。

⁽²⁵⁾ この期間に損害保険会社も2社（第一火災、大成火災）が破たんした。さらに、2008年には大和生命が破たんした（拙稿「保険会社の破綻処理と保険契約者保護」『保険論』成文堂、2012年；「保険会社の破たんと契約者の保護」『新保険論』成文堂、2005年）。

約の保険期間が長期であり、その契約内容と予定利率が契約時のもので固定されていることに起因するものであった。

この逆ザヤを回避する生命保険商品の構造にするためには、保険期間を短期にするか予定利率を変更できる仕組みにすることが求められた。アカウント型生命保険が導入された背景には、生命保険会社の保険契約者のニーズに応えるための商品開発という側面以外にも、生命保険会社が逆ザヤ状態から抜け出したいという危機感があり、予定利率のリスク管理の必要性があった。この生命保険会社が抱える逆ザヤ問題を背景にして、予定利率リスク管理の一環として、アカウント型生命保険が導入された。アカウント型生命保険は、一定期間ごとに特約を更新するようにすることによって、予定利率が更新される仕組みである。

このアカウント型生命保険は、自由自在な設計とライフステージに合わせた保障の変更によって、無駄のない保障を実現できるという生命保険会社の説明と共に、既存の保険契約を急速に切り替えていった。既存の定期付終身保険を解約して、アカウント型生命保険を新契約として新しく契約することによって、高予定利率を解消してその時の低い予定利率で契約することができた。その結果、多くの大手生命保険会社がアカウント型生命保険を主力商品と据えるようになり、生命保険業界は、逆ザヤから脱却することになった。

2. アカウント型生命保険の問題点

アカウント型生命保険は、発売当初は雑誌等でそれなりに高い評価を得ていた。明治安田生命は、発売年度である2000年度には、「2000年日経優秀製品・サービス賞最優秀賞」を受賞している。アカウント型生命保険の特徴は、保険料のうち、保障と貯蓄に回す割合を自由に変更できるところにある。必要保障額はライフステージ（独身・結婚・出産等）によって変わってくる。月々の保険料を変えずに保障額を変化させることや、保険料自体を変化させることもで

きる柔軟性を持つ保険商品は確かに魅力的である。しかし、近年では、このアカウント型生命保険の仕組みが、「複雑過ぎて、一般の人には理解できない商品」、または「契約者がまったく保険の内容を理解していない」とも批判されるようになった²⁶⁾。

一方、アメリカのユニバーサル保険は、自由度が高く、各消費者に適した保障をカスタマイズができる優れた保険商品とされる。また、ユニバーサル保険では付加保険料の額が開示され、透明性が高いために信頼度も高いとされる。その結果、アメリカなどでは、全生命保険契約の半分を、ユニバーサルが占めていることは、前述の通りである。しかし、アカウント型生命保険では、支払った保険料の内どれくらいの割合の額が、付加保険料でうるのは開示されていない。

さらに、アカウント型生命保険では、期待されていた積立機能があまり機能していない問題が指摘される。生命保険会社に、出来るだけ貯蓄部分に積立金を残さずに保障部分に多くの金額を回そうとする動機がある。生命保険会社の本来の業務は保障であり、販売手数料体系なども保障部分に高く設定されているためである²⁷⁾。保障部分に支払った保険料は保障に対する対価であるので、将来その金額が積立金として残ることはない。

さらに、添付される定期保険などの特約は積立金の払込満了の60～65歳まで更新していくことができるが、そこで保障は終了となり、それ以降継続することはできないことも問題である。また、特約である定期保険の保険料は、更新時の年齢と予定利率で再計算しているが、この更新は10年や15年ごとに起こり、その度に保険料が1.5～2倍程度高くなる。

また、アカウント部分の利率は低いので、契約者がその積立金を多くするた

26) 『週刊 ダイヤモンド』ダイヤモンド社、2012年4月21日号。

27) 例えば、保険料10,000円のうち500円程度しか積立てられていないというケースも多く、毎月500円の積み立てを30年続けたところで18万円にしかならない。この18万円で、変える終身保険の保障額はわずかである。

めの動機も大きくない。さらに、いくら計画的に積み立てをしたとしても、利率変動型なので、将来の予定利率などに基づいた保険料を予測できず、自分に必要な終身保険に移行できる保証全くない。その結果、積立金は、通常、あまり残らない。仮に、予定通りの積立ができたとしても、払込満了時の保険料率（予定死亡率など）が高くなり、契約当初に想定していた終身保険金額に変更できないことがある。そのため、相続税対策などには向いていない保険であるといえる。その影響もあり、住友生命のように、アカウント型生命保険の商品数を減らして従来の終身保険に各種保障を特約として添付する形式の保険に復帰するかのような保険会社も見られる。さらに、アカウント型生命保険と類似の更新機能を有する生命保険を販売していた第一生命保険も、それを販売停止にし、終身保険を主契約とし、それに各種保障を特約として添付する形式の保険に復帰していることは、前述の通りである。

3. 収入保障保険の効用と問題点

収入保障保険は、ライフステージに合わせて保障額が少なくなる合理的な保険であり、既存の定期保険と比べて保険料が安い。この収入保障保険は、複数の保険契約となるアカウント型生命保険と異なり、逓減定期型の場合、一つの保険契約の中で、その保障額が時間の経過とともに減少していくものである。従って、その契約の形態が単純である。また、保険金が年金払いで、一時金の管理に自信のない人でも安心できるものである。この収入保障保険は、死亡・高度障害に加えて、がんを含む三大疾病の場合に保険金を支払うものも多い。このようなことを背景にして、主に外資系を含む中小の生命保険会社各社は、収入保障保険を主力商品の一つにしており、その販売額も急速に伸びていると知られる。この収入保障保険は、生命保険会社の競争が激化する中で、保険契約者のニーズに的確にとらえている商品ともいえる。

前述の多く大手の生命保険会社は、特約として収入保障保険を販売している

が、主契約としては販売していない。その理由は、次の通りである。第一に、生命保険の営業社員の販売成績の大半は、保険金額に連動しているが、収入保障保険は、その保険金額が小さい。単純に考えても、収入保障保険の保険期間における平均の生命保険金額は、定期保険特約付き終身保険などの半分程度となる。また、既存の契約者の加入している生命保険を下取りする仕組み（転換）を利用して収入保障保険を販売する場合、下取りする生命保険より保険金額が大きくなると成績が計上されないが、必要保障額に合わせて収入保障保険を設計すると、保険金額が少なくなるため、成績が計上されない（または、成績が非常に少ない）。第二に、収入保障保険を販売するためには、契約者の必要保障額を算出する必要がある。そのためには、契約者の家族構成や収入、貯蓄残高、公的年金の加入履歴などプライベートな情報をかなり収集する必要があるが、その情報の収集が難しいとされる。また、契約者の属性情報を十分に収集できて、パソコンに入力し必要保障額を算出できたとしても、営業社員が必要保障額の根拠などを説明する知識を持ち合わせていないケースも少なくないとされる。このような問題点によって、収入保障保険は、既存の大手生命保険会社の営業社員に受け入れられず、発売した収入保障保険が販売中止となったりしたといわれる。

VI. 結び

アメリカでは、超高金利下での他の金融商品との競争という背景の中、ユニバーサル保険が導入された。つまり、アメリカのユニバーサル保険は、インフレーションの状況下での高金利選好意識が高まり、保険契約者に資産運用のメリットのある保険商品を提供し、新たな顧客を取り込むために発売された。

それに対して、アカウント型生命保険は、超低金利下での逆ザヤ問題を解決するためには、既存の高い予定利率の保険契約を新しい保険契約に切り替える必要があることを背景に開発されたが、超低金利状態で発売されたこともあ

り、資産運用のメリットを強調したものではなかった。つまり、アカウント型生命保険は、資産運用のメリットを強調して発売されたアメリカのユニバーサル保険と異なり、ライフステージに合わせて死亡保障を見直しができるという点で消費者のニーズに応えた保険商品である。

このアカウント型生命保険を最初に発売した明治安田生命がそのシステムを特許登録したこともあり、後発の生命保険会社が発売したアカウント型生命保険は、その仕組みが少しずつ異なっている。保障部分を「利率変動型積立終身保険」の特約として添付するものと、「利率変動型積立終身保険」と保障部分をそれぞれ単体保険として組み合わせるものがある。さらに、第一生命の『堂々人生』でみられるように、アカウントを持たずに保障の見直しができる生命保険までが発売された。しかし、いずれの保険商品においても契約が更新されることによって予定利率が更新される仕組みであった。

アカウント型生命保険は、独身・結婚・出産等のライフステージに合わせて死亡保障を見直して無駄をなくせる画期的保険という保険会社の説明と共に、既存の高い予定利率の定期付終身保険や養老保険・個人年金保険などを、低い予定利率に猛烈なスピードで切り替えた。この急速な切り替えにより、多くの大手生命保険会社各社は、アカウント型生命保険を主力商品とし、逆ザヤを解消してきた。

このようにして、アカウント型生命保険の普及は、多くの生命保険会社が破たんする中で、逆ザヤ問題を解決することで、生命保険会社の経営を安定させることに大きく貢献した。しかし、アカウント型生命保険は、その仕組みが複雑であるのみならず、第1保険期間が終わると特約である保障の部分も終了し、積立部分の積立金もあまり残らないのが現実であるため、老後保障の問題点として指摘される。その結果、アカウント型生命保険またその類似の生命保険の販売を縮小または廃止し、従来の終身保険に各種特約を添付する形式に回帰する保険会社も見られる。

一方、収入保障保険は、アカウント型生命保険と同じ機能であるライフステージに合わせて保障額が少なくなる合理的な保険であり、既存の定期保険と比べて保険料が安い。しかし、収入保障保険は、大手生命保険会社が特約として販売する事例は見られるが、既存の大手生命保険会社の営業社員に受け入れられず、主契約として販売している事例は見られない。その結果、収入保障保険は、外資系を含む中小生命保険会社の主力商品となっている。

(本研究は、早稲田大学の2013年度特定課題研究助成費(2013C-6199)による研究の一部である。)

参考文献

- 梅田篤史「高齢社会におけるアカウント型生命保険の課題と可能性に関する考察」『生命保険論集』第166号, 2009年3月。
- 江澤雅彦「米国における商品革新と契約者利益—ユニバーサル・ライフ保険をめぐる—」『生命保険会社による情報開示』成文堂, 2002年5月。
- 上 同「「アカウント型生命保険」の導入と課題」『早稲田商学』第398号, 早稲田商学同攻会, 2003年12月。
- 大村和也「ユニバーサル保険の失効リスクと無失効保証特約」『生命保険経営』生命保険経営学会, 第80巻3号, 2012年5月。
- 小藤康夫「生保危機と保険機能の分離——金融サービス産業としての生保会社——」専修大学 商学研究所報 第32巻第3号, 2001年3月。
- 小松原章「近年における米国個人生保の動向・特徴」『保険・年金フォーカス』ニッセイ基礎研究所, 2013年11月12日。
- 武田久義「生命保険における質的变化」『総合研究所紀要』第31巻第2号, 桃山大学総合研究所, 2005年11月。
- 松木淳一・荒木靖之「米国の変額ユニバーサル保険」『生命保険経営』生命保険経営学会, 第71巻2号, 2003年3月。
- 矢田公一「近年の生命保険商品の動向と課税上の扱いに関する一考察」『税大ジャーナル』税務大学校, 2012年10月。
- 李洪茂「保険関連のビジネスモデル特許について」『産業経営』第30号, 早稲田大学産業経営研究所, 2001年12月。
- 上 同「保険会社の破たんとその処理」『紀要』第55号, 早稲田大学大学院, 2002年11月30日。
- 上 同「日本における所得補償保険の商品化」『損害保険』第431号, 大韓損害保険協会, 2004年10月5日。
- 上 同「保険会社の破たんと契約者の保護」『新保険論』成文堂, 2005年。
- 上 同「日本における生命保険商品の変遷と終身保険」『生命保険』第315号, 韓国生命保険協会, 2005年4月25日。

- 上 同「日本における保険会社の破たん処理の変遷」『生命保険』第317号, 韓国生命保険協会, 2005年6月25日。
 - 上 同「日本における変額年金リスク管理とその問題点(1)」『生命保険』第325号, 韓国生命保険協会, 2006年3月5日。
 - 上 同「日本における変額年金リスク管理とその問題点(2)」『生命保険』第327号, 韓国生命保険協会, 2006年5月5日。
 - 上 同「日本におけるアカウント型生命保険の功績と問題点」『生命保険』第400号, 韓国生命保険協会, 2012年6月10日。
 - 上 同「定期保険を年金化した日本の収入保障保険」『生命保険』第418号, 韓国生命保険協会, 2013年12月10日。
 - 上 同「保険会社の破綻処理と保険契約者保護」『保険論』成文堂, 2012年。
- Douglas C Doll, A Brief History of Universal Life, Society Of Actuaries, Jan. 1999.